不適切な公金支出手続の事案の発生について

1　事案の概要について

都市整備課が発注する修繕工事において、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間にわたり、以下の不適切な会計処理を行っていたものです。

(1) 未払いの発生

突発的な都市施設の補修・修繕などが発生した際、正規の手続を行わずに、修繕工事を実施し、また、適法な手続を行わずに業務に必要な作業服、機械類、事務用品等の調達を行うなどして、不適切な簿外取引により代金が未精算となる「貸し」の状態を発生させたものです。

(2) 他の修繕・工事等での水増し処理

以上によって発生した代金の未払い分を精算するため、随意契約による修繕工事の水増しなどにより「返済」を行っていたものです。

なお、本事案は業者に対し未払い金を発生させ、不適切な会計処理により返済を行ったものであり、不正な金銭の授受は確認されていません。

(3) 返済の原資

返済の原資としては、架空の競争入札手続による契約に基づく工事代金の支払いが多くを占め、これらには「緊急自然災害防止対策事業債」が充当されていることから、不適切な契約の支出原資は、実質的には起債によって調達されていたことを確認しています。

2　発覚の経緯と調査活動について

(1) 北海道警察本部からの情報提供

本件は、令和 7 年 5 月頃から警察による調査対応、令和 7 年 10 月に職員に対する任意聴取、そして、令和 7 年 12 月 11 日、北海道警察本部刑事部から本市に対し、都市整備部所属の職員が、作業服等の買付けを依頼し、工事や修繕等の名目で支払いを行っているとの情報提供がありました。

また、警察としては、現時点において刑事事件として捜査を継続する予定はなく、事実関係について市内部で調査是正を行ってほしいとのことでした。

(2) 弁護士に対する調査依頼

これら警察からの情報提供及び市内部での是正を図るようにとの意向を受け、調査内容の正確性及び客観性を確保しつつ調査を行うため、外部弁護士に本案件の調査を依頼したところです。

(3) 調査方法

調査を依頼した弁護士と総務課により、警察から情報提供のあった令和6年度及び令和7年度の都市整備課内の修繕工事に関係する帳票等の書類の収集、調査対象職員の事情聴取などを行いました。

関係職員に事情聴取していく中で、長期にわたり不正が行われていることがわかり、帳簿等で確認ができる平成28年度まで遡ることとしました。

3 不適切な会計処理の内容について

(1) 簿外取引の件数及び金額

調査により判明した簿外取引の件数及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

年度	分類						合計	
	補修・修繕等		公務に供した物		個人的費消			
H28	13件	6,512,260	11件	391,681	6件	52,000	30件	6,955,941
H29	17件	10,605,611	20件	828,309	8件	121,989	45件	11,555,909
H30	13件	2,347,350	26件	1,011,950	10件	190,000	49件	3,549,300
R1	13件	4,046,930	29件	1,213,000	10件	348,000	52件	5,607,930
R2	29件	9,267,708	28件	1,904,000	11件	355,000	68件	11,526,708
R3	190件	76,369,992	41件	2,671,695	12件	575,115	243件	79,616,802
R4	216件	77,596,243	32件	2,652,495	9件	400,013	257件	80,648,751
R5	239件	122,336,453	30件	2,866,499	10件	623,612	279件	125,826,564
R6	260件	113,069,163	27件	2,431,256	9件	586,211	296件	116,086,630
R7	183件	75,913,751	27件	2,867,525	4件	250,843	214件	79,032,119
合計	1,173件	498,065,461	271件	18,838,410	89件	3,502,783	1,533件	520,406,654

※個人的費消3,502,783円は、本案件に関与した都市整備部の職員で弁済しました。

(2) 簿外取引の分類別の主な内訳

分類	内訳
公務に供した物	作業服、除草剤、プリントートナー、無線機、噴霧器、オフィスチェア、車両整備、刈払機など
個人的費消	飲料水、ティッシュ、エアコン、冷蔵庫、電気ポット、電気ストーブ

4　本事案の原因・背景について

(1) 突発的修繕工事の需要と予算措置の不整合

地域からの突発的な要望が日常的にあり、予算が必ずしも潤沢ではない中、職員に即座に修繕を行い対応しなければという心理が強く働き、業者に対して一時的に未払いを発生させて修繕工事を行ったものです。

(2) 事務手続の省力化

小規模修繕工事を多数行うと、契約や支出手続業務が煩雑になることから、小規模修繕工事による未払いを、大規模な架空工事で一括的に返済するというスキームを構築することにより、少数の大規模な架空工事に関する業務を行うだけで、実質的には多数の小規模修繕工事の業務を行うこととなり、業務を省力化できるというメリットがあったものです。

(3) 担当職員に対する情報及び判断権限の集中

特定の職員に情報と事実上の判断権限が集中し、課内の他職員も不適切取引の詳細な実態までは認知することができなくなり、よって、部署内の監督機能は不全に陥り、担当職員への情報と事実上の判断権限の集中がより一層加速したものです。

(4) 不適切な会計処理の拡張と慣行化

不適切な会計処理の対象となったのは、突発的修繕工事のみにとどまらず、作業服や機械類、事務用品までもが業者のツケにより調達されており、突発的修繕工事への応需がこうした状況をつくり、都市整備課内における事実上の取引慣行となったものです。

5　不適切な会計処理に係る事後処理について

本事案における一連の金銭的な事後処理につきましては、都市整備課担当者に指導を実施したところです。

また、本事案については、今後、関係機関に報告を行い、適切な会計処理の在り方について、指導・助言を得る予定としております、

6　是正措置について

市民の皆様の信頼回復に向け、以下の対策について、美唄市コンプライアンス委員会の開催を通じて、職員に対し周知・徹底をしてまいります。

(1) 発注手続の厳格化

簿外取引の温床となる事前手続を経ていない口頭での発注行為は、今後一切禁止とし、事前の起案・決裁を受けるなど、書面での手続を徹底します。

また、契約手続、特に随意契約に関する手続については規律を見直し、契約手続に関する明確な業務フローを改めて職員に周知するとともに、組織体制等の実情を踏まえ、少数の担当者に事実上の権限が集中する状況が生まれない手続・体制を再構築します。

(2) 支出手続の厳格化

支出手続についても同様に厳格化します。

事前の適正な支出負担行為伺のない支出命令による支出はもちろん、支出負担行為伺書と支出命令書の同時起票は認めないという運用を徹底します。

(3) 実態に整合した予算措置の検討

予算に限りがあることは当然ですが、予算不足により突発的修繕工事の需要に応えることができず、簿外取引による不適切な会計処理を誘引したことも事実であることから、突発的修繕工事の発生頻度や備品、機械類等の使用実態等を改めて把握し、実態に整合した予算措置の在り方を検討します。

(4) 修繕工事見送りの組織的承認

突発的修繕工事の発注の判断を担当職員に委ねるのではなく、管理職も含めて実質的な判断を行い、“今すぐやる”か“待ってもらう”かの２択ではなく、「早急に対応する」以外にも、「不実施」「翌年度以降に見送る」「別途予算措置を求めて対応する」といった複数の選択肢を持ち、組織全体として判断することとします。

(5) 管理監督責任の明確化

不適切な会計処理の存在を把握しながら詳細について関与せず、放置していた上司・管理職は管理責任を免れるものではなく、傍観者として無関心・無関係を装う行為は、重大な管理監督責任違反に当たること、そして、これに対しては極めて厳格な処分をもって臨むことを改めて明示します。

また、管理職が部下による不正行為を知った場合には、総務課や内部公益通報窓口等に報告・通報する義務を課すことについて検討します。

(6) 継続的なコンプライアンス研修の実施

法令遵守を徹底するには、地方自治法、地方公務員法、刑法等の法律や本市が制定する条例・規則に関する知識を継続的なコンプライアンス研修の実施により習得させることが最低限必要となります。

このため、コンプライアンス研修を通じて、コンプライアンスの知識を職員間に広く共有し、風通しの良い組織風土の涵養・不正行為の抑止につなげます。